平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠1105―１、住民票上の住所鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠1096番地
破産者　山野　哲郎
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
北海道札幌市北区新川４条２丁目５―30　ハイム望洋102号室、住民票上の住所北海道札幌市北区新川４条２丁目５番30―102号
破産者　山谷　武史
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
北海道上川郡清水町北２条西５丁目２番地１若松団地７号
破産者　安藤　春美
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
青森県十和田市東十五番町57番13号
破産者　工藤　喬生
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９６号
青森県十和田市東十五番町57番13号
破産者　工藤　順子
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９７号
青森県十和田市大字三本木字東小稲174番地96　グリーンハイツＤ号室
破産者　工藤　つや
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２７８号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第３地割35番地128
破産者　高野　健二
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４号
山形県最上郡戸沢村大字津谷34番地の２
破産者　大川新聞店こと　大川喜一郎
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１号
山形県新庄市大町８番13号、前住所山形市錦町５番３号　佐藤アパート202号
破産者　髙橋　美紀
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第２号
山形県新庄市大字鳥越1812番地の79　アンシャンテ駒場Ａ―303、前住所山形県最上郡真室川町大字平岡344番地７
破産者　松澤　利満
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１３４３号
横浜市磯子区中原４丁目４番５号　テラスビーライト208号
破産者　飯島マサミ
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
石川県小松市南浅井町ニ124番地、従前の住所愛知県長久手市上井堀60番地　ライオンズ長久手サザンマークス304号
破産者　山本　　勝
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１７号
香川県高松市福岡町２丁目13―25　ハイツ福岡303、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字池戸2233番地10
破産者　嶋　　亮介
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市南郡元町１番11号　エクセルⅡ205号
破産者　濵田　恵太
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第４号
茨城県土浦市荒川沖４番地56
破産者　茨城新建材株式会社
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２５３号
埼玉県川口市大字安行吉岡1583番地の32
破産者　有限会社冨高興業
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
兵庫県朝来市和田山町高田397番地の２
破産者　株式会社中島工務店
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
札幌市北区北13条西３丁目１番３号
破産者　マル竹坂本興産株式会社
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部